

令和8年 第7回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和8年7月17日(金) 午前9時

場 所 庁舎第2別館 2階会議室(旧共催組合)

出席者 【農業委員】

1番 ○○委員、2番 ○○委員、3番 ○○委員、4番 ○○委員
5番 ○○委員、6番 ○○委員、7番 ○○委員、8番 ○○委員
9番 ○○委員、10番 ○○委員、11番 ○○委員

【最適化推進委員】

1番 ○○委員、3番 ○○委員、4番 ○○委員、5番 ○○委員
6番 ○○委員、7番 ○○委員、8番 ○○委員、9番 ○○委員
10番 ○○委員、11番 ○○委員、12番 ○○委員

計22名

事務局 ○○○○、○○○○、○○○○、○○○○

開 会 会長あいさつ及び経過報告

6/24(水) 大崎町自殺対策協議会

6/29(月) 大崎町農業公社評議委員会、大崎町畜産振興協議会研修会
(和牛経営発展に関する講演会)

7/6(月) 7月定例常設審議委員会(鹿児島市)

7/8(水) 大崎町農業公社評議委員会

7/10(金) 農業会議情報事業巡回訪問

7/15(水) 大崎町畜産振興協議会総会

- 開 議 第1. 会議録署名委員の指名(3番 ○○○○委員、5番 ○○○○委員)
第2. 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3. 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
第4. 議案第35号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
第5. 議案第36号 大崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選考委員会の設置に関する規定(案)について
第6. 議案第37号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について

その他

開 議

事務局長 おはようございます。定刻より少し早いですが、後のスケジュールもありますので、始めさせていただきたいと思います。ただいまから令和8年第7回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、会長からあいさつと経過報告を申し上げます。

会 長 おはようございます。委員の皆様、本日もお忙しい中、またお暑い中7月定例総会ご出席頂き、誠にありがとうございます。先日、行われました県の削蹄競技大会

の応援に行って参りました。まさに削蹄は職人技の世界でした。競技中は張りつめられた空気の中、また限られた時間の中で、大粒の汗を流しながら無心に競い合う姿に感動致しました。曾於地区から10名の参加で5名の選手が九州大会への出場権を得ることができました。〇〇〇〇は、この大会の競技委員を務められながら、削蹄師の師として、若者達に惜しめない指導と細やかな声かけをされていました。その声に選手たちが真剣に耳を傾ける様子をみて、師弟の深い絆を感じました。農業委員と家業の傍ら、後進の育成に努めてこられた姿に敬意を表したいと思います。削蹄は、まさしく畜産の足元（土台）を支える技術です。これからも大崎町の畜産の発展のためにご尽力いただきたいと思います。それでは、経過報告を致します。6月24日 大崎町自殺対策協議会、6月29日 大崎町農業公社評議委員会、大崎町の和牛経営発展に関する研修会、7月6日 7月定例常設審議委員会（鹿児島市）、7月8日 大崎町農業公社評議委員会、7月10日 鹿児島県農業会議情報事業巡回訪問、7月15日 大崎町畜産振興協議会総会、以上の会に出席して参りました。それでは、会議に入ります。まず、会議録署名委員の指名を行います。3番〇〇〇〇委員、5番〇〇〇〇委員に、お願い致します。本日は、議案第33号から議案第37号までを議題と致します。開けて頂きまして、1ページ、総会審議内訳表でございます。許可区分、申請件数のみ読み上げます。3条9件、4条1件、農地バンク法による農地中間管理権の設定23件、合計33件でございます。2ページ、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。3ページ、審議番号1番の調査報告を事務局お願いします。

限本主査 第3条申請、審議番号1番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで認定農業者ではありません。主な経営作物は、水稻です。申請地は、仮宿字大橋〇〇〇〇 田 1筆 954㎡です。申請理由は、渡し人の労力不足により、受け人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告いたします。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人を中心としまして、息子さん、妻の妹さん、3人も手伝われるとの事で、将来は息子さんが引き継ぐとの事でした。農作業技術力は、農作業歴50年とあります。機械保有はトラクター1台、田植え機1台、軽トラック1台です。通作距離は、自宅から1km、車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響ありません。水利作業等への参加については、協力しますとのことでした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。

議 長 審議番号1番につきまして、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号1番について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 （挙手）

議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2番、審議番号3番、審議番号4番につきましては、譲受人が同一人物のため一括して審議いたします。調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号2番、3番、4番については、受人が同一人物のため一括

して説明いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さんです。土地の所在は、神領字前牟田〇〇〇〇 田 1筆 1,148 m²です。契約内容は売買で10aあたり100,000円となっております。続きまして審議番号3番の渡し人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。土地の所在は、神領字犬太郎堀〇〇〇〇 田 1筆 795 m²です。同じく所有権移転で売買、10aあたり100,000円でございます。続きまして審議番号4番、渡し人は〇〇地区の〇〇〇〇さんです。土地の所在は、神領字前牟田〇〇〇〇 田 1筆 1,049 m²です。これについても所有権移転で売買、10aあたり100,000円となっております。審議番号2番、3番、4番とも以前より〇〇〇〇さんが貸借で耕作されておりました。今回、土地の所有者が処分したいと、また〇〇さんは永年耕作していた関係上、自分で買いたいというような話がつきまして、申請理由としては以上のようなことでございます。それでは2号、3号、4号の受け人の〇〇〇〇さんについて3条資格等について調査をいたしました。1号全部効率利用要件でございます。農作業従事者は、本人と妻の2名ですが、忙しい時には親戚の方々に手伝ってもらって行われているようです。〇〇〇さんは種子生産農家でございます、米と蕎麦の種子を生産されております。育苗から田植え、稲刈り、乾燥、出荷まで一連して作業されておりました、それに伴う機械は全て管理されております。農作業常時従事要件ですが、確実に150日以上作業をされております。つづきまして6号地域との調和要件ですが、集団化への影響はございません。また水利事業については、地域の組織のトップとして活動されておりました、積極的に作業に従事されております。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないと判断しました。許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号2番、審議番号3番、審議番号4番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは審議番号2番、審議番号3番、審議番号4番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号2番、審議番号3番、審議番号4番につきましては、許可といたします。4ページ、審議番号5番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号5番について調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。今回の申請地での作物は自家消費用の露地野菜です。申請地は、岡別府字福岡〇〇〇〇 畑 1筆 263 m²です。申請理由は、知人間の贈与です。同じ〇〇〇〇となります。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の1名です。農作業技術力は、農作業歴15年とあります。機械保有は、トラクター1台、軽トラック1台です。通作距離は、自宅から0.3km、徒歩で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、必要な農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号5番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは審議番号5番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号5番につきましては、許可といたします。審議番号6番の調査報告を同じく〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号6番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、甘藷です。申請地は、仮宿字仮屋堀〇〇〇〇 畑 1筆 862㎡です。申請理由は、譲渡人の農業廃止・非農家により、譲受人が譲渡人の要望を受けて取得するものです。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、父、母の3名です。農作業技術力は、農作業歴27年とあります。機械保有は、トラクター1台、トラック1台です。通作距離は、自宅から0.51km、車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、必要な農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号6番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。審議番号6番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号6番につきましては、許可といたします。審議番号7番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号7番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇町の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は牛15頭、米、飼料作物です。申請地は、永吉字新堀〇〇〇〇 畑 1筆 266㎡です。申請理由は、譲渡人の農業廃止・非農家により、譲受人が経営規模拡大をするものですが、〇〇さんが〇〇県に在住で、こちらの土地を処分したいということで、親戚の方をお願いをし、隣地で耕作をされている〇〇さんに相談したところ、〇〇さんが購入したいと言われ、売買が成立し、売買金額は3万円となりました。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の1人です。農作業技術力は、農作業歴60年とあります。機械保有は、トラクター3台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン2台、トラック1台と十分です。通作距離は、自宅から5km、車で12分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号7番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。審議番号7番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号7番につきましては、許可といたします。審議番号8番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号8番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、きぬさや、葡萄です。申請地は、井俣字中沖〇〇〇〇 畑 1筆 174 m²です。申請地隣には〇〇〇〇さん所有の畑があり、申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻、臨時雇用2名の4名です。農作業技術力は、農作業歴20年とあります。機械保有は、トラクター2台、軽トラック1台です。通作距離は、自宅から0.1km、徒歩で1分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号8番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。審議番号8番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号8番につきましては、許可といたします。5ページ、審議番号9番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号9番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇都〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、水稻、お茶、露地野菜、牧草です。申請地は、菱田字四ツ塚下〇〇〇〇 田 外4筆 5,460 m²です。申請理由は、譲渡人の農業廃止・非農家により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴24年とあります。機械保有は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、トラック1台、茶摘機1台、ミニバックホー1台と十分です。通作距離は、自宅から5km、車で7分です。4号農作業常時従事要件ですが、必要な農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。それから申請地の菱田字正坂上の畑〇〇〇〇 48 m²と〇〇〇〇 390 m²の2筆については、現在、竹林になっておりますが、近いうちにモア等を使って畑に戻すそうです。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号9番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。審議番号 9 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号 9 番につきましては、許可といたします。6 ページ、議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。7 ページ、審議番号 1 番、事務局の説明をお願いいたします。

〇〇〇〇 審議番号 1 番について調査結果を報告します。なお本案件につきましては、令和 8 年 2 月の定例総会で地域計画の変更と農振の用途変更が審議済みでございますので、事務局から報告させていただきます。申請人は、大崎町内の〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町永吉字岩崎段〇〇〇〇 畑 1 筆 1,468 m²で、場所は資料 2 の現地資料 1 の 1 から 2 をご覧ください。申請目的は、事務所兼休憩所です。それでは許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、農用地区域内農地で、不許可の例外は、農用地利用計画指定用途と判断いたしました。続いて一般基準です。生活排水は、合併浄化槽。雨水は水路放流。土砂の流出防止対策として、敷地周辺にブロック塀を設置し、周辺に土砂等が流れないようにいたします。日照、通風ですが、緩衝地を 2 m 程設けるため問題はありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みという事でした。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、資金証明で確認済みです。信用は問題ありません。現在、農振の用途変更が申請中であります。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 審議番号 1 番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは審議番号 1 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号 1 番につきましては、許可といたします。8 ページ、議案第 35 号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を議題と致します。9 ページ、農用地利用集積等促進計画(案)総括表でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第 35 号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」、9 ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和 8 年 10 月 1 日、期間は 10 年です。中間管理権の設定面積は、田が 11,111 m²、畑が 75,352 m²、計 86,463 m²でございます。設定する者が 23 名、耕作する者 14 名でございます。10 ページから 12 ページが内訳です。資料 4 で法人関係の資料を添付しておりますので、ご参考にしてください。以上、中間管理権の設定につきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。

議長 10 ページ、連番 1 番から連番 22 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。連番 1 番から連番 22 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番 1 番から連番 22 番までは許可いたします。11 ページ、連番 23 番から連番 38 番を除いて連番 44 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、連番 23 番から連番 38 番を除いて連番 44 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番 23 番から連番 38 番を除いて連番 44 番までは、許可いたします。12 ページ、連番 45 番から連番 54 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。連番 45 番から連番 54 番までにつきまして、許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番 45 番から連番 54 番までは、許可いたします。11 ページにお戻りください。連番 38 番は、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは、連番 38 番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。それでは、連番 38 番を許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって、連番 38 番は許可いたします。

(〇〇委員入室)

議長 13 ページ、議案第 36 号「大崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選考委員会の設置に関する規程（案）について」を議題いたします。14 ページ、15 ページ、事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 14 ページをお開きください。読んで説明とさせていただきたいと思います。大崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選考委員会の設置に関する規程（案）、（趣旨）第 1 条 この規定は、大崎町農業委員会農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）候補者を選考するため大崎町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。（業務）第 2 条 選考委員会は、次の事務を行う。（1）選考委員会は、農業委員会の求めにより大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成 28 年条例第 25 号）及び大崎町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（平成 28 年規則第 32 号）に基づき、推進委員候補者の選考を行い、農業委員会に報告するものとする。（2）選考委員会は、推進委員候補者の選考にあたり、推薦を受けた者及び応募した者の活動履歴等の審査を行うとともに、必要に応じて面接その他適当と認める方法により審査を行うものとする。（組織）第 3 条 選考委員会は、委員長及び委員で組織する。2 委員長は農業委員会会長職務代理者をもって充てる。3 委員は、農業委員会委員を

もって充てる。(委員長) 第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。(会議) 第5条 選考委員会の会議(以下「会議」という)は委員長が招集する。2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。(庶務) 第6条 選考委員会の庶務は、農業委員会に置いて処理する。(その他) 第7条 この規定に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。附則 この規定は、令和8年7月17日から施行する。15 ページ目が選考委員会の流れでございます。左の方が農業委員の流れです。候補者が応募して、選考委員会で推進して、議会の承認を得て、農業委員が辞令をもらって就任するという流れです。農地利用最適化推進委員につきましては、今まで候補者が応募して、農業委員会の事務局でそれを判断して、農業委員会の総会で決定して、最適化推進委員の辞令、就任という流れだったんですけど、これを農業委員と同じように選考委員会で推薦するというような形を今回から取りたいという事でございます。この後、定例総会が終了した後、選考委員会を開催して、7月22日の臨時総会でですね応募いただいた方を決めていただくというような段取りでいるところであります。よろしくお願いいたします。

議長 はい、只今の案件につきまして、何かご質問はありませんか。

〇〇委員 はい。

議長 〇〇委員。

〇〇委員 これまで何回か改選がありまして、選考された経緯がございます。その中で基本何もなく、条例、規則が整っていた。この規程を作るための提案理由を教えてください。

議長 事務局お願いします。

〇〇〇〇 はい。提案理由につきましては、先ほど申したとおり条例なり規則が作ってありました農業委員の方につきましては、選考委員会まで決めてあったんですけど、推進委員につきましては、農業委員会で決めるという事だけしか書いてなかったものですから、今回も農業委員会で決めるんですけど、その前に選考委員会で一回話をさせていただいて、最終的には農業委員会の総会の中で決めていくという事になるんですけど、一回選考委員会というのを開いた方がいいんじゃないかと事務局内でで、また近隣自治体に確認したところ志布志市の取り組みを参考にしてこの規程を作ったところでございます。

〇〇委員 分かりました。

議長 他にご意見ございませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、只今の案件につきまして承認してもよいと思われる方の挙手をおねがいします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、大崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選考委員会の設置に関する規程(案)につきましては、承認となりました。(案)のところを消してください。16 ページ、議案第37号「農地移動適正化あっせん事業に基づくあつ

せん委員の指名について」を議題といたします。17 ページ、事務局の説明をお願いいたします。

〇〇〇〇 議案第 37 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名です。17 ページです。1 番〇〇〇〇さん、売買を希望です。永吉字迫ノ下〇〇〇〇 田 274 m² 外 2 筆でございます。〇〇委員を指名いたします。2 番〇〇〇〇さん、賃借を希望です。菱田字萬太堀〇〇〇〇 畑 1,055 m² 外 8 筆でございます。〇〇委員を指名いたします。

議 長 〇〇委員、〇〇委員よろしく願いいたします。

議 長 その他、何かご意見ご質問はございませんか。

委 員 なし。

議 長 よろしいですか。本日をもちまして、今期の大崎町農業委員会定例会は、すべての日程を終了することとなりました。委員の皆様には、在任期間中それぞれの地域における活動に多大なるご協力をいただきました。鹿児島県の農業委員会リレーセッションシップ活動、農地パトロール、農業新聞の普及推進、農業者年金加入推進など度重なるお願いに常に真摯に受け止め、ご協力いただきました事に、会長として心から深く感謝申し上げます。またこの 3 年間、いつも快く農家の方々、私たち農業委員をサポートしてくださいました事務局にも感謝申し上げます。ありがとうございました。委員の民様におかれましては、お立場は変わられても本町の農業の発展のためにお力添えをくださいますようお願いいたします。以上をもちまして令和 8 年第 7 回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

議 長

3 番委員

5 番委員